

多可町SDGs登録制度実施要綱

令和3年12月14日

告示第89号

(目的)

第1条 多可町SDGs登録制度は、SDGs達成に向けた個人や事業者の取組内容等を「見える化」し、町内におけるSDGsの取組の裾野を拡大するとともに事業者の持続可能な成長と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内において事業活動を行う個人事業主、法人その他の団体等をいう。
- (2) SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(対象者)

第3条 SDGs登録制度の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内においてSDGsに取り組む個人又は事業者であること。
- (2) 多可町に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例34号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力関係密接者でないこと。
- (4) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(登録要件)

第4条 SDGs推進事業者登録は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が示されていること。

2 SDGs推進個人登録は、SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が示されていること。

(登録)

第5条 SDGs推進事業者の登録申請は、多可町SDGs推進事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 多可町SDGs達成に向けた取組のチェックリスト【事業者用】（様式第2号）
- (2) 多可町SDGs達成に向けた宣言書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 SDGs推進個人の登録申請は、多可町SDGs推進個人登録申請書（様式第4号）を提出するものとする。

- 3 町長は、登録の可否を決定したときは、「多可町SDGs登録結果通知書（様式第5号）」によりその結果を通知する。
- 4 町長は、前項の規定により、登録を決定したときは、多可町SDGs推進（事業）者登録証（様式第6号）を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。
- 5 町長は、登録事業者に対し、当該事業者のホームページでの取組内容の公表を促すとともに、町ホームページ等において公表するものとする。
- 6 登録者は、登録期間中に別に定める「多可町SDGsプラットフォーム」に参加することができる。

（登録の有効期間及び更新）

第6条 登録の有効期間は、登録をした日から起算して3年間とする。

- 2 登録を更新する場合は、第5条の規定を準用する。

（取組状況の把握）

第7条 町長は、取組状況を把握するため、必要に応じて登録者に聴き取り及び実地調査を実施するほか、取組状況が確認できる書類等の提出を求めることができるものとする。

（登録の変更）

第8条 登録者は、登録の期間内に申請内容に変更があった場合は、「多可町SDGs登録変更届出書（様式第7号）」により、町長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第9条 登録者は、登録の辞退をしようとするときは、「多可町SDGs登録辞退届出書（様式第8号）」により、町長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第10条 町長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第3項に規定する登録証を返還させるとともに、登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 登録証又は登録マークが不正に使用されたとき。
- (2) 登録者としての活動実績がないと判断されるとき。
- (3) 第3条の規定を満たさなくなったとき。
- (4) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 第7条に規定する書類等の提出がなされないとき。
- (6) その他、町長が登録の取消しが適当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の取消しを行ったときは、当該登録者へ通知するものとする。

（庶務）

第11条 この要綱に関する事務は、SDGs担当課において処理する。

（補則）

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。